

議第57号

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の
制定について

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項前段中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第22条第2項前段中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項後段を
削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市上弓削農業集落排水処理施設条例（以
下「改正後の条例」という。）第14条第1項の規定は、平成31年12月1日
（以下「適用日」という。）以後に認定する污水排出量に係る使用料につ
いて適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る使用料については、な
お従前の例による。

3 改正後の条例第22条第2項の規定は、適用日以後に認定する污水排出量
に係る使用料を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に認
定する污水排出量に係る使用料を納入するときに減額する額については、
なお従前の例による。

- 4 前2項の規定にかかわらず、平成31年10月における市長があらかじめ使用者ごとに定める日の翌日から同年11月30日までの期間内に改正後の条例第8条後段の規定により汚水の排除をやめる旨の届出を行った者（同年10月に当該届出を行った者を除く。）の当該期間内の汚水排出量で同年11月30日までに認定するものに係る使用料及び使用料を納入するときに減額する額については、改正後の条例第14条第1項及び第22条第2項の規定を適用する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。